

公表第2号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成31年1月31日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

財務監査及び事務監査報告(1)

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項件数	意見件数
農政部	総務、農政課、生産流通課、みどりの里づくり推進課、農村整備課、中央卸売市場（田主丸流通センター含む）	平成30年10月1日～平成31年1月31日	3	0
商工観光労働部	総務、商工政策課、新産業創出支援課、企業誘致推進課、観光・国際課、労政課、競輪事業課	平成30年10月1日～平成31年1月31日	1	1
都市建設部	総務、防災対策課、都市計画課、交通政策課、道路ネットワーク推進課、まちなか整備課、建築課、設備課、建築指導課、住宅政策課、公園緑化推進課、路政課、道路整備課、公園土木管理事務所、河川課、用地課	平成30年10月1日～平成31年1月31日	2	1

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成30年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

【農政部】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔市税外収入事務〕

- 1 地方卸売市場水産物部の市場使用料について、誤った内容で規則を制定したため、徴収すべき金額と、実際に徴収している金額が、相違しているものがある。
- 2 仲卸業者市場使用料の算定を誤ったため、徴収した金額に不足が生じているものがある。

〔契約事務〕

委託契約の締結において、契約書の保持及び誓約書の徴取がなされていないものがある。

【商工観光労働部】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔補助金等交付事務〕

久留米市地域おこし協力隊起業支援補助金において、要綱の規定とは異なった補助金額を交付している。

意 見

《事務監査》

久留米地域地場産業振興センター（以下「センター」という。）は、地場産業の振興・育成を図るとともに、地域産業と地域住民との相互交流、地場産業がもたらす文化性の向上、広域観光開発等の機能を担うことを目的として設置されている。

収益事業の貸館・貸室事業では一定の収益を上げているものの、公益事業の地場産品の展示・販売では、観光利用の減少などにより地場産くるめ本店の売上げは伸び悩んでいる。

一方、JR久留米駅店の売上げは堅調だが、売上げ拡大の余地は十分にあると思われる。

今後、新商品開発、需要開拓、情報発信、久留米餅の振興など、公益財団法人であるセンター本来の役割を担っていくためには、組織や事業の見直し、人材育成が必要と思われるので、市の所管部局としてセンターとの協議を進められることを望む。

【都市建設部】

指 摘 事 項

《事務監査》

[文書管理事務]

文書決裁後、公印を押印することなく、行政財産使用許可に係る文書を発出しているものがある。

[物品管理事務]

処分を行った備品について、所定の事務手続をしていないものがある。

意 見

《事務監査》

本市は、平成17年に「地方分権一括法」により国から法定外公共物（里道・水路）の譲与を受けている。法定外公共物の売却は、売却収入、固定資産税の増及び維持管理費の削減など財政上の効果が大きいが、ここ数年、契約件数及び売却額は伸びていない。この要因としては、法定外公共物の払い下げを申請する者が、当該物件の測量・登記等の費用を負担することになっているため、ケースによっては、申請者の負担が大きいことなどが挙げられる。

事実上の余剰地を市が保有し続けることは、売却収入の機会損失に止まらず、長期にわたり、市が維持管理の事務と経費を負担することとなるものである。関係部局と協議し、法定外公共物の売却に係る費用負担のあり方などを柔軟に見直し、売却促進が図られることを望む。

財務監査及び事務監査報告(2)

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	監査実施期間	指摘事項 件数	意見件数
高良内財産区	平成30年10月1日～平成31年1月31日	0	0

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成30年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、適正に執行されていた。

財務監査及び事務監査報告(3)

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	監査実施期間	指摘事項 件数	意見件数
田主丸財産区	平成30年10月1日～平成31年1月31日	0	0

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成30年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、適正に執行されていた。